

## 判事の増員と判事補の減員の理由について

### 1 裁判官の職務に関する客観的状況

#### (1) 判事及び判事補の職権の差異について

判事と判事補は、次のとおり、法律上職権に違いが設けられている。

判事は、裁判官として完全な職権を有するのに対し、裁判所法上、判事補は、他の法律に特別の定めがある場合を除いて1人で裁判することができず（同法第27条第1項）、また、同時に2人以上合議体に加わり、又は裁判長になることができない（同条第2項）。

ただし、判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）第1条は、判事補で裁判所法第42条第1項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算して5年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、判事補としての職権の制限を受けないものと規定しているため、いわゆる特例判事補は、判事と同等の職権を有する。

なお、判事補のうち、特例判事補の割合は約45パーセント、その余の判事補の割合は約55パーセントである。

#### (2) 事件動向

民事訴訟事件は、近年、過払金返還請求事件の減少に伴い全体として減少傾向にあったが、再び増加に転ずる兆しがある（別紙1・9頁）。そして、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚などにより、法的紛争が複雑化・多様化するとともに、当事者の対立が先鋭化して争訟性も高くなっている。また、裁判所に持ち込まれる事件は複雑・困難化しており、医療・建築などの典型的な専門訴訟だけでなく、多様化した金融取引、経済取引に端を発したものや、IT等先端技術が関わるものなど類型化できないものが増え、また社会や経済活動へ大きな影響を及ぼす判断が求められる事件も少なくない（別紙2・10から11頁）。

また、家事事件も全体として増加傾向が続いている上（別紙３・１２頁）、高齢化社会の進展により、近時、成年後見関係事件の事件数が累積的に増加（成年後見等開始事件の増加に伴い、原則として被後見人等が死亡するまで継続的に後見人等による事務の監督を行っていく必要がある後見等監督処分事件が累積的に増加することになる。）しており（別紙４・１３頁）、後見人による不正行為も後を絶たない状況にある（平成２７年中の不正行為事例は合計５２１件、被害総額は約２９億７０００万円）。

加えて、昨年５月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）が施行されたため、成年後見関係事件は今後更なる増加が予想される。

(3) 判事及び判事補の定員のこれまでの充足状況

別紙５・１４頁のとおり

(4) 来年度の判事の定員の充足の見込み

平成２８年１２月１日現在の判事の欠員は２７であるが、平成３０年１月までの判事の減耗数と同期間の判事補等からの任官者数（同期間に判事任官する６０期の判事補は約１１０人と見込まれる。）を考慮すると、５０人の増員分も適切に充員できるものと見込んでいる（なお、平成２６年１２月１日現在の判事の欠員は４５、平成２７年１２月１日現在の判事の欠員は３８であり、判事の欠員の数は減少傾向にある。）。

## 2 判事増員の理由

前記１のとおり、民事訴訟事件は再び増加に転ずる兆しがある上、社会経済情勢の変化等を背景として複雑困難化している。これらの複雑困難化する民事訴訟事件を適正迅速に処理するためには、３人の裁判官によって構成される合議体による審理を更に充実強化していくことが必要である。

また、高齢化社会の進展等により、成年後見関係事件が今後更に増加すること

が予想される中で、成年後見制度に対する国民の信頼を維持するためには、後見人の事務に対する裁判所の監督態勢を充実したものとすることが必要であり、そのためには、成年後見関係事件を担当する裁判官の増員が不可欠である（同法第4条においても、家庭裁判所の人的体制を整備することが国の責務として定められている。）。

さらに、平成25年1月に家事事件に係る手続保障を充実させるとともに利便性の向上を図るべく施行された家事事件手続法の下で、調停事件や審判事件について同法の趣旨に沿った適正な手続を実現していくためには事件処理に長けた判事の増員が不可欠である。

このような観点から、判事50人の増員を要求することとしたものである。

### 3 判事補減員の理由

判事補は、ここ数年、およそ20人前後欠員が増加する状況が続いており、その充員のためには採用を増加させることが必要になるが、涉外弁護士事務所等との採用の競合等により裁判官にふさわしい資質・能力を備えた優秀な人材を確保することが困難となっていることや、裁判官のなり手である司法修習生の数が減少（平成18年：2446人 平成27年：1787人 平成28年：1533人）していること、弁護士からの判事補への採用も年間数名程度にとどまっていることから、判事補定員1000人全てを充員することは困難な状況が続いている。

このことに加え、事件動向や事務処理状況、平成28年3月18日衆議院法務委員会附帯決議の趣旨等を踏まえて総合的に検討した結果、平成29年度は、判事補の定員のうち23人を事件処理に長けた判事に振り替えることにより、全体としての執務態勢の強化を図ることとしたものである（判事補の採用数については、平成27年度までの10年間は概ね100人程度で推移している一方、行政官庁への出向等をしている判事補の数は近年100人程度で安定しており、判事

補全体では少なくとも100人程度の欠員が生じているため、判事補23人の減員を行ったとしても、判事補の採用数を今後恒常的に減少させなければならない状況は生じないものと考えられる。)

なお、裁判官の年齢構成は別紙6・15頁のとおりであり、平成29年度に判事の増員及び判事補の減員を行ったとしても、裁判官全体の年齢構成に直ちに問題が生ずるとか、全人口との対比において特にその構成が高齢者に偏っているといった状況にはないと考えられる。

また、判事補については、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成16年法律第121号）が平成17年4月に施行されるなど、判事補の外部経験の範囲が拡大しているところである（平成14年度：約52人、平成19年度：約92人、平成28年度：約97人）。判事補の外部経験により、判事補の身分を一時的に失う者も一定数存在するところ、これも、判事補の欠員増加の一要因になっていると考えられる。しかし、これらの者は当該外部経験終了後には判事補の身分に復帰し、判事に任官することが想定されているから、今回、判事補の定員を減少させることによって、将来の判事の定員の充足が困難になる等の状況に陥るとは考えられない。

【参照条文】

○ 裁判所法（昭和22年法律第59号）

（一人制・合議制）

第26条 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

2 左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 （略）

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

3 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

（判事補の職権の制限）

第27条 判事補は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

2 判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

（地方裁判所の規定の準用）

第31条の5 第二十七条乃至第三十一条の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

（判事補の任命資格）

第42条 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 検察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官

六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

2～4 （略）

（判事補の任命資格）

第43条 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

○ 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）

（判事補の職権の特例）

第1条 判事補で裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十二条第一項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算して五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職権の制限を受

けないものとし、同法第二十九条第三項（同法第三十一条の五で準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定の適用については、その属する地方裁判所又は家庭裁判所の判事の権限を有するものとする。

2 （略）

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

（基本理念）

第3条 （略）

2 （略）

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

○ 家事事件手続法（平成23年法律第52号）

（審判以外の裁判）

第81条 （略）

2 （略）

3 審判以外の裁判は、判事補が単独ですることができる。

【参考】

○ 平成28年3月18日衆議院法務委員会附帯決議（抜粋）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～五 （略）

六 平成二十五年三月二十六日の当委員会の附帯決議を踏まえ、最高裁判所において、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、その削減等も含め検討すること。

七 （略）

## 判事補の定員の減少に関する経過措置を定めないことについて

前記のとおり、平成29年度は、事件動向や事務処理状況、司法修習生の修習を終えた者等からの判事補の充員が困難な状況が続いていること等を踏まえて総合的に検討した結果として、判事補の定員のうち23人を判事の定員に振り替えることとしたものである。そして、別紙5・14頁のとおり平成28年12月1日現在で判事補の欠員が206名に達しており、判事補の任官時期であるため現在員が最も多くなる平成29年1月においても、判事補の欠員が100人を超えることが見込まれる。したがって、仮に平成29年4月1日に裁判所職員定員法の一部を改正する法律が施行され、判事補の定員を23人減少したとしても、判事補の現在員が定員を超過する可能性はないことから、判事補の員数を減少する時期についての経過措置は特段設けないこととしたものである。

なお、今回と同じく判事補の定員を減少させた平成22年度においては、下記のとおり、附則で経過措置を設けているが、これは以下のような理由に基づくものである。すなわち、同年度においては、裁判所法の一部を改正する法律（平成10年法律第50号）の施行による司法修習期間の短縮に伴い平成12年度に2期連続して判事補に採用した52期（平成12年4月87人採用）と53期（平成12年10月82人採用、52期と53期の採用人数計169人）が共に判事に任官するという特殊事情があり、平成12年以降、計11期分の判事補が在籍していたものが平成22年度以降は10期分しか在籍しないこととなるため、判事の純増45人のほかに判事補から判事へ20人の振替を行うこととしたものであるが、実際に53期の判事補が判事に任官するのは平成22年10月であった。そこで、それまでの間は、判事補の現在員が定員を超過しないように、暫定的に判事補の定員を従前どおり1020人に維持するという手当てを講ずることとしたものである。

【参照条文】

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成22年法律第11号）

附則

1. （略）

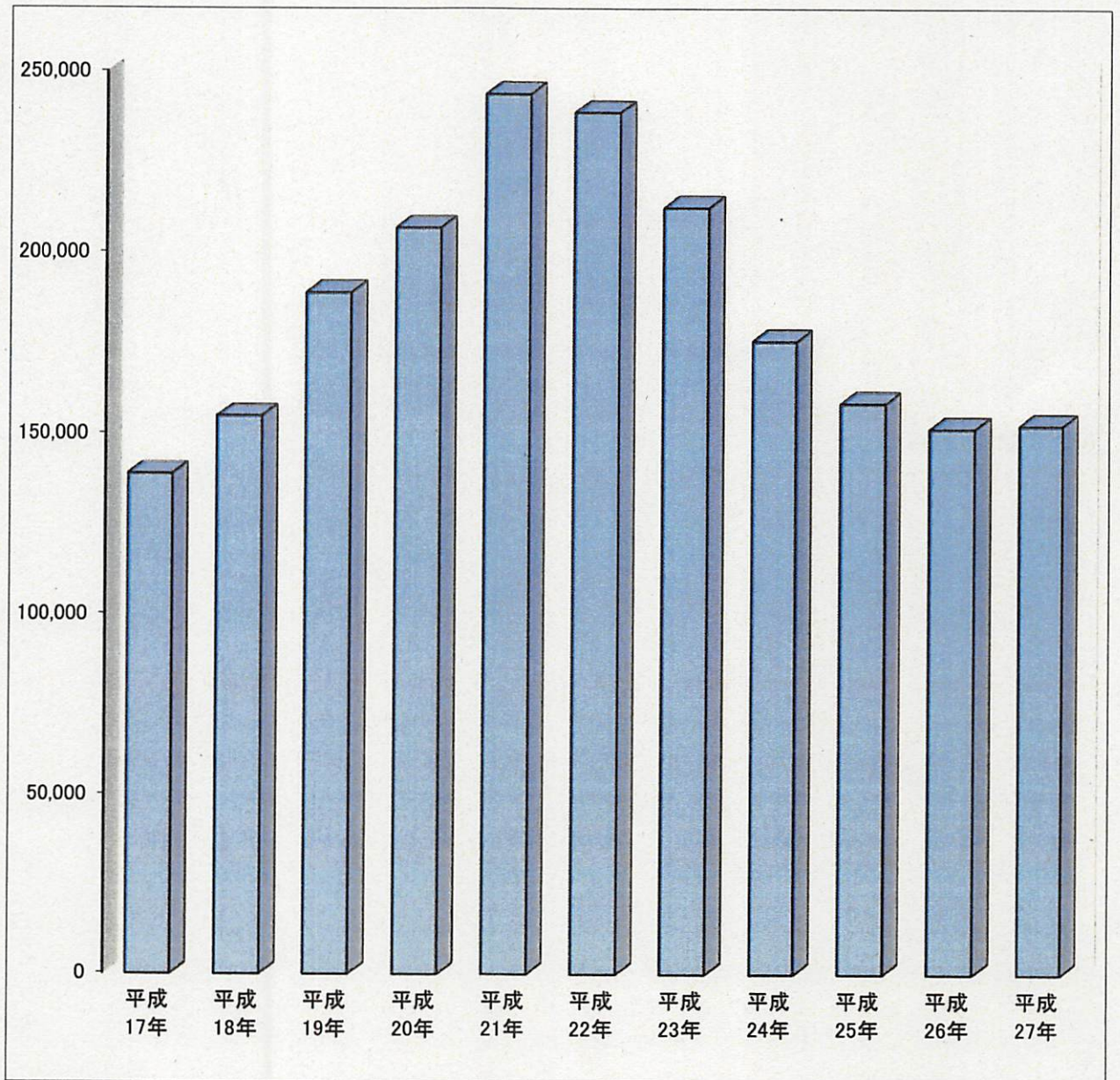
（平成二十二年九月三十日までの間における判事補の員数に関する特例）

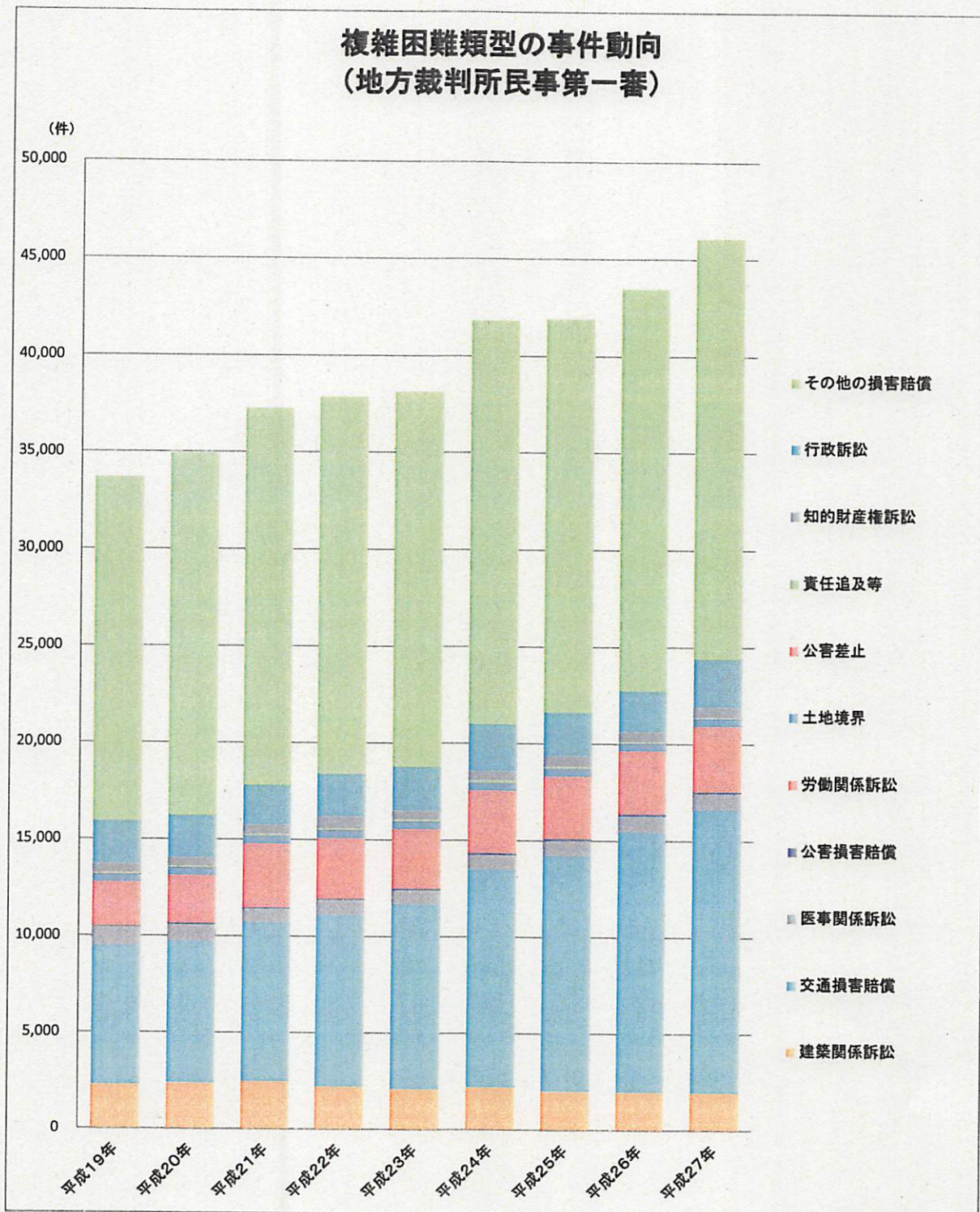
2. 判事補の員数は、平成二十二年九月三十日までの間においては、この法律による改正後の裁判所職員定員法第一条の規定にかかわらず、千二十人とする。



### 民事訴訟事件（地方裁判所）

年次	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
新受総数	138,900	154,892	189,037	206,952	243,909	238,889	212,596	175,765	158,660	151,636	152,527
指数	100.0%	111.5%	136.1%	149.0%	175.6%	172.0%	153.1%	126.5%	114.2%	109.2%	109.8%





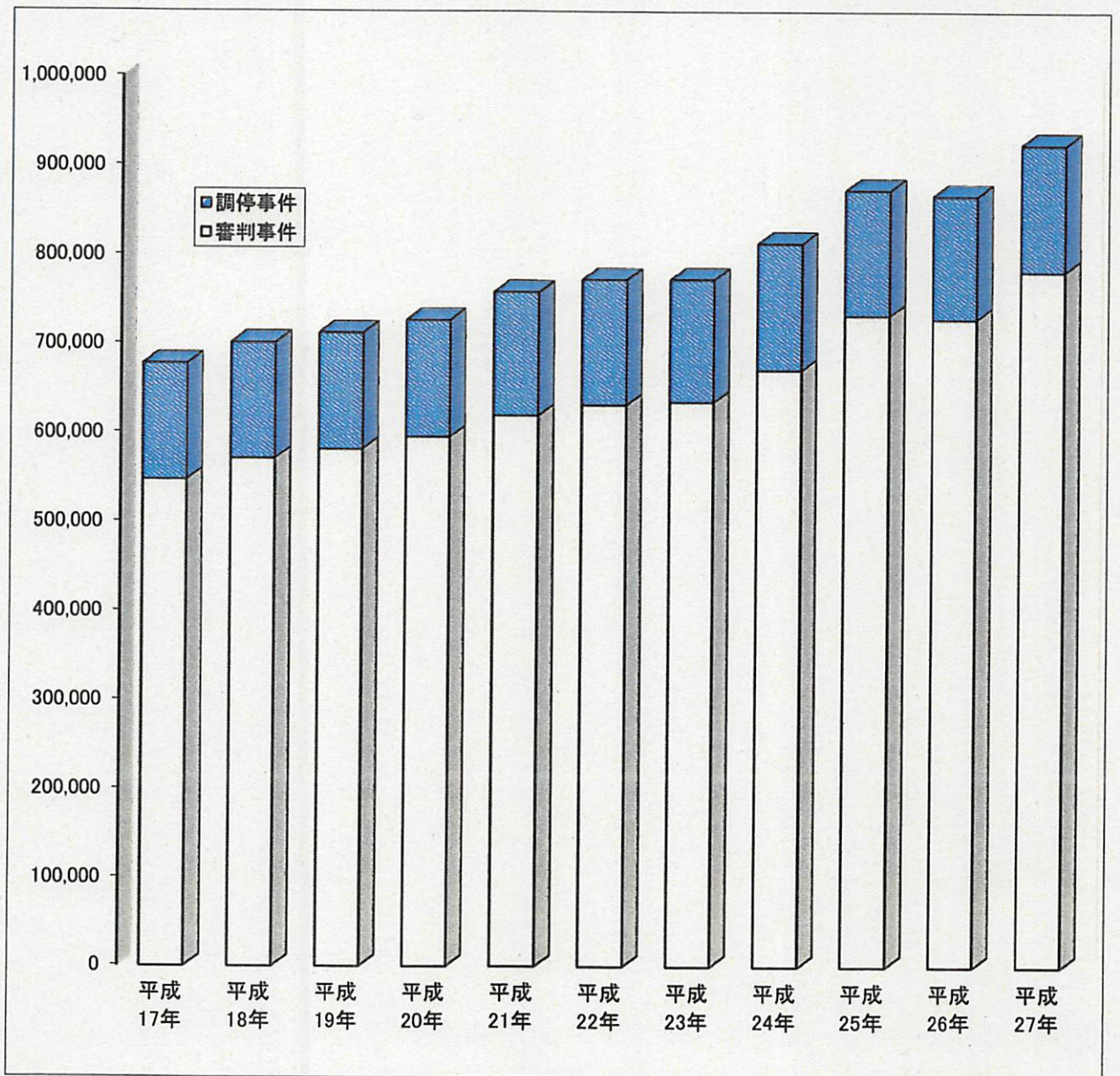
※ 複雑困難類型とは、概ね1年以上の審理期間を要するものをいう。  
※ 「責任追及等」とは、株主代表訴訟の事件を指す。

## 複雑困難類型の事件動向(地方裁判所民事第一審)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
その他の損害賠償	17,748	18,704	19,475	19,485	19,350	20,839	20,308	20,735	21,654
行政訴訟	2,211	2,170	2,029	2,195	2,268	2,417	2,237	2,106	2,486
知的財産権訴訟	468	459	498	605	461	499	550	545	529
責任追及等	70	64	69	80	83	106	95	58	59
公害差止	18	5	3	4	6	3	8	7	8
土地境界	394	405	408	414	408	408	420	396	407
労働関係訴訟	2,292	2,493	3,321	3,144	3,082	3,227	3,216	3,256	3,387
公害損害賠償	36	45	36	38	56	80	79	87	80
医事関係訴訟	927	851	707	772	740	762	776	830	822
交通損害賠償	7,255	7,383	8,263	8,925	9,599	11,302	12,224	13,494	14,684
建築関係訴訟	2,302	2,390	2,489	2,231	2,107	2,221	2,039	2,005	1,984
複雑困難類型の事件数	33,721	34,969	37,298	37,893	38,160	41,864	41,952	43,519	46,100

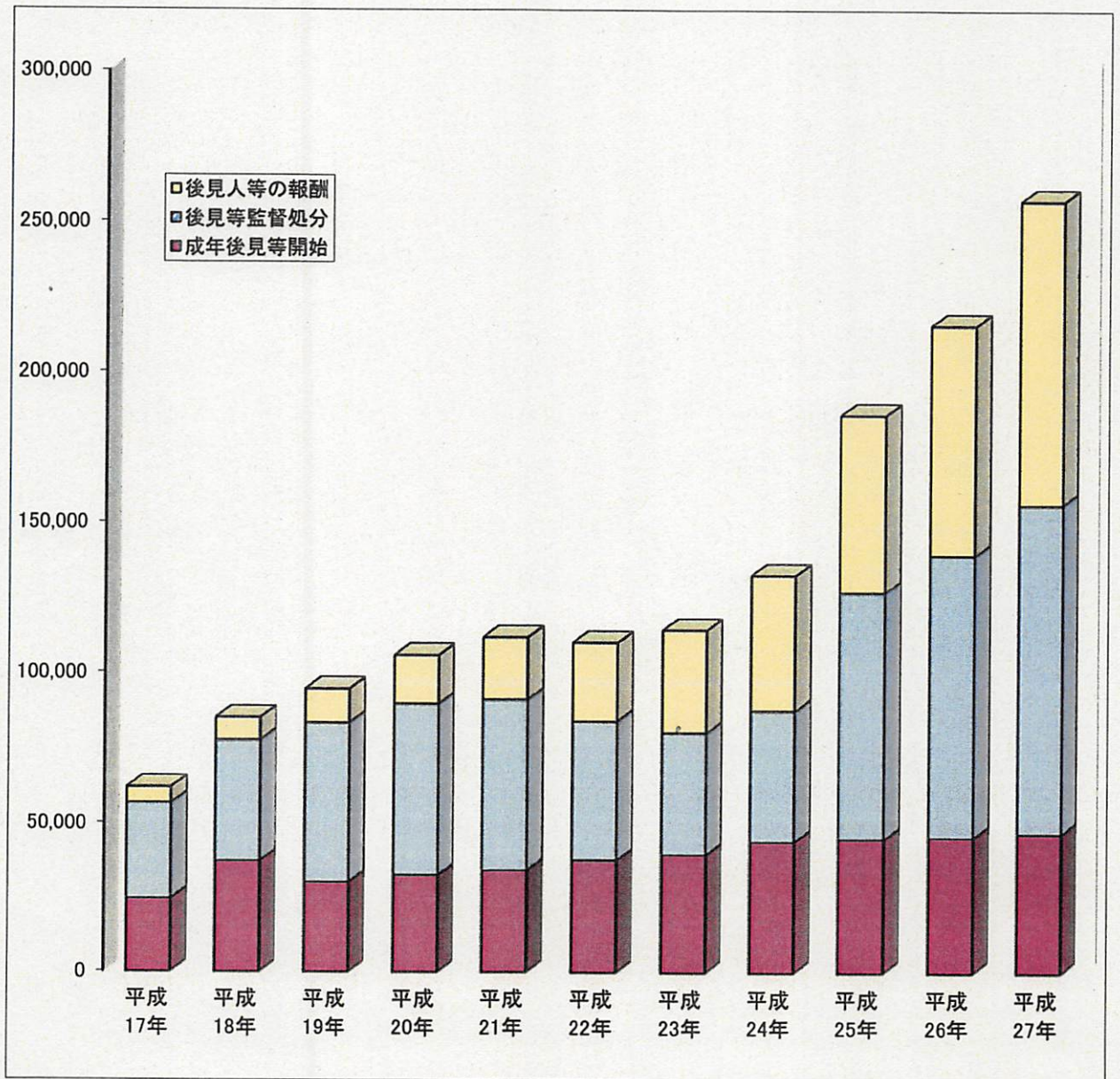
### 家事事件（家庭裁判所）

年次	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
審判事件	548,834	572,781	583,426	596,945	621,316	633,337	636,757	672,690	734,228	730,610	784,112
指数	100.0%	104.4%	106.3%	108.8%	113.2%	115.4%	116.0%	122.6%	133.8%	133.1%	142.9%
調停事件	129,876	129,690	130,061	131,093	138,240	140,557	137,390	141,802	139,593	137,214	140,830
指数	100.0%	99.9%	100.1%	100.9%	106.4%	108.2%	105.8%	109.2%	107.5%	105.7%	108.4%
総数	678,710	702,471	713,487	728,038	759,556	773,894	774,147	814,492	873,821	867,824	924,942
指数	100.0%	103.5%	105.1%	107.3%	111.9%	114.0%	114.1%	120.0%	128.7%	127.9%	136.3%



### 成年後見関係事件（家庭裁判所）

年次	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
成年後見等開始	24,705	37,416	30,370	32,738	34,413	37,879	39,863	44,231	45,092	45,838	47,042
後見等監督処分	32,004	40,281	53,070	56,993	56,720	46,218	40,475	43,448	81,995	93,658	109,252
後見人等の報酬	5,260	7,425	11,237	16,205	20,777	26,099	34,098	45,091	58,918	76,420	101,088
計	61,969	85,122	94,677	105,936	111,910	110,196	114,436	132,770	186,005	215,916	257,382
指数	100.0%	137.4%	152.8%	170.9%	180.6%	177.8%	184.7%	214.3%	300.2%	348.4%	415.3%



下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

区分 年度	判事			判事補				
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A-B
平成21年度	1,717	1,667	50	1,020	898	122	104	18
平成22年度	1,782	1,758	24	1,000	862	138	105	33
平成23年度	1,827	1,800	27	1,000	864	136	99	37
平成24年度	1,857	1,825	32	1,000	863	137	92	45
平成25年度	1,889	1,846	43	1,000	848	152	98	54
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101	67
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91	92
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	78	128

\* 現在員は12月1日現在である。

\* 任官者は12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む(平成28年度は平成29年1月までの任官予定者を含む。)

## 裁判官の年齢階層

区分	裁判官(最高裁判所の裁判官を含む)		日本人人口
	計	(%)	(%)
19歳以下	0	0.0%	17%
20～29歳	250	7.0%	10%
30～39歳	881	24.8%	12%
40～49歳	825	23.3%	15%
50～59歳	896	25.3%	12%
60歳以上	696	19.6%	34%

※裁判官の年齢階層数値については、平成27年12月1日現在の数値

※日本人人口の年齢階層数値については、総務省統計局ホームページの統計表「第1表」の「日本人人口」欄記載の数値を踏まえて計算したもの(平成27年10月1日現在)